

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案 新旧対照条文

一 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）	抄（第二条関係）	1
二 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）	抄（第三条関係）	80
三 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）	抄（第四条関係）	92
四 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）	抄（第五条関係）	97
五 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）	抄（第六条関係）	100
六 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）	抄（第七条関係）	101
七 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第一百五十一号）	抄（第八条関係）	103
八 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）	抄（第九条関係）	111
九 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）	抄（第十条関係）	113
十 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）	抄（第十一条関係）	115
十一 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）	抄（第十二条関係）	116
十二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）	抄（第十三条関係）	117
十三 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）	抄（第十四条関係）	120
十四 日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第六十五号）	抄（第十五条関係）	122

◎ 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号） 抄（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 確定給付企業年金の開始（第一条―第二十一条）</p> <p>第二章 加入者等（第二十二条―第二十三条の三）</p> <p>第三章 給付（第二十四条―第三十六条）</p> <p>第四章 掛金（第三十七条―第五十二条）</p> <p>第五章 積立金の積立て及び運用</p> <p>第一節 積立金の積立て（第五十三条―第六十六条）</p> <p>第二節 積立金の運用（第六十七条―第八十五条）</p> <p>第六章 行為準則（第八十六条・第八十七条）</p> <p>第七章 確定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条）</p> <p>第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第九十六条の二―第九十六条の四）</p> <p>第八章 確定給付企業年金の終了及び清算（第九十七条―第百四条）</p> <p>第八章の二 企業年金連合会（第百四条の二―第百四条の二十六）</p> <p>第九章 指定法人（第百五条―第百九条）</p> <p>第十章 雑則（第百十条―第百二十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 確定給付企業年金の開始（第一条―第二十一条）</p> <p>第二章 加入者等（第二十二条―第二十三条の三）</p> <p>第三章 給付（第二十四条―第三十六条）</p> <p>第四章 掛金（第三十七条―第五十二条）</p> <p>第五章 積立金の積立て及び運用</p> <p>第一節 積立金の積立て（第五十三条―第六十六条）</p> <p>第二節 積立金の運用（第六十七条―第八十五条）</p> <p>第六章 行為準則（第八十六条・第八十七条）</p> <p>第七章 確定給付企業年金間の移行等（第八十七条の二―第九十六条）</p> <p>第八章 確定給付企業年金の終了及び清算（第九十七条―第百四条）</p> <p>第八章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第百四条の二―第百四条の九）</p> <p>第九章 指定法人（第百五条―第百九条）</p> <p>第十章 雑則（第百十条―第百二十二条の二）</p>

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合)

第一条 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。以下「令」という。)第一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(規約の承認の申請)

第四条 法第三条第一項第一号の規定による確定給付企業年金に係る規約(以下「規約」という。)の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長

第十一章 他の年金制度との間の移行等(第二百二十三条―第四百三十三

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できるその他の場合)

第一条 確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号。以下「令」という。)第一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金(法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。)の事業主が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過していない場合

四 法第百十二条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した企業年金基金(以下「基金」という。)が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過していない場合

(規約の承認の申請)

第四条 法第三条第一項第一号の規定による確定給付企業年金に係る規約(以下「規約」という。)の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長

等」という。)に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行ふものとする。

一〇五 (略)

六 実施予定事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該事業所において実施されている企業年金制度等(法第五条第一項第二号に規定する企業年金制度等をいう。以下同じ。)が適用される者の範囲についての書類

七 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、生命保険の契約にあつては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第十条第三号に規定する契約者価額が、生命共済の契約にあつては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額(以下「契約者価額」という。)が、数理債務の額(給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)(当該額の計算については、当該契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。)を下回らないことが確実に見込まれるもの(以下「受託保証型確定給付企業年

等」という。)に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行ふものとする。

一〇五 (略)

六 実施予定事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、厚生年金基金の規約(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百十一条第一項に規定する規約をいう。以下同じ。)その他当該事業所において実施されている企業年金制度等(法第五条第一項第二号に規定する企業年金制度等をいう。以下同じ。)が適用される者の範囲についての書類

七 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、生命保険の契約にあつては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第十条第三号に規定する契約者価額が、生命共済の契約にあつては、当該確定給付企業年金の毎事業年度の末日における当該契約に係る農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)第十一条第一項第三号ハに規定する契約者価額(以下「契約者価額」という。)が、給付に要する費用の予想額の現価に相当する額(当該額の計算については、当該契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いるものとする。)を下回らないもの(以下「受託保証型確定給付企業年金」という。)については、第一項第三号に掲げる書類(給付の設計の基礎を示した書類を除く。)を添付することを要し

金」という。)であつて、加入者又は加入者であつた者が存在しないもの(以下「閉鎖型受託保証型確定給付企業年金」という。)については、第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる書類(給付の設計の基礎を示した書類を除く。)を添付することを要しない。

4・5 (略)

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であつた者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号に掲げる理由とする。

一・二 (略)

三 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金(同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。)を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項又は第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

四 給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を事業主掛金(確定拠出年金法(平

ない。

4・5 (略)

(給付減額の理由)

第五条 令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)及び加入者であつた者(以下「受給権者等」という。)の給付(加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。)の額を減額する場合にあつては、第二号に掲げる理由とする。

一・二 (略)

三 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第一百条の二第三項若しくは第一百一十一条第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。

四 給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を事業主掛金(確定拠出年金法(平

成十三年法律第八十八号) 第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。) に充てること又は法第八十二条の二第一項の規定により、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の資産管理機関(同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換すること。

(規約の軽微な変更等)

第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〜三 (略)

四 法第四条第五号に掲げる事項(労働協約等の変更により法第二十七条の規定による加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更(給付の額の減額に係る場合を除く。)に限る。)

五 法第四条第六号に掲げる事項(同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合(前号に掲げる事項の変更に伴い同条第六号に掲げる事項を変更する場合を除く。))及び第八号に掲げる事項を変更する場合を除く。)

六 (略)

七 法第七十九条に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金並びに法第八十一条の二に規定する移換元確定給付企業年金

成十三年法律第八十八号) 第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。) に充てること又は法第一百七十七条第一項の規定により、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の一部を、実施事業所の事業主が実施する企業型年金(確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。)の資産管理機関(同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。)に移換すること。

(規約の軽微な変更等)

第七条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〜三 (略)

(新設)

四 法第四条第六号に掲げる事項(同号に掲げる事項以外の事項の変更に伴い同号に掲げる事項を変更する場合及び第七号に掲げる事項を変更する場合を除く。)

五 (略)

六 法第七十九条に規定する移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金、法第八十一条の二に規定する移換元確定給付企業年金及び移

及び移換先確定給付企業年金の名称

八| (略)

九| 令第二条第一号から第六号までに掲げる事項

十|十一| (略)

2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〜三 (略)

四 前項第十一号に掲げる事項

五 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 加入者の資格を変更する場合にあつては、実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類（加入者の資格の変更に伴い当該企業年金制度等が適用される者の範囲を

換先確定給付企業年金並びに法第一百十条の二及び法第一百五條の三に規定する厚生年金基金の名称

七| (略)

八| 令第二条第一号、第五号及び第六号に掲げる事項

九・十| (略)

2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〜三 (略)

四 前項第十号に掲げる事項

五 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 加入者の資格を変更する場合にあつては、厚生年金基金の規約その他実施事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類（加入者の資格の変更に伴い当該企業年金制度

変更する場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類を含む。）

四 (略)

五 第五十条第四号に掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算（法第五十八条又は法第六十二条の規定に基づく掛金の額の再計算をいう。以下同じ。）を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類

六・七 (略)

八 法第八十二条の二第一項の規定により、積立金の一部を実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、同条第二項の同意を得たことを証する書類

九 (略)

2 (略)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第七条第一項第一号に掲げる事項（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

三 第七条第一項第二号に掲げる事項（市町村の名称の変更、廃置分合

等が適用される者の範囲を変更する場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類を含む。）

四 (略)

五 第五十条第五号に掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算（法第五十八条又は法第六十二条の規定に基づく掛金の額の再計算をいう。以下同じ。）を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類

六・七 (略)

八 法第一百七十七条第一項の規定により、積立金の一部を実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合にあつては、同条第二項の同意を得たことを証する書類

九 (略)

2 (略)

(届出の必要のない規約の軽微な変更)

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第七条第一項第一号に掲げる事項（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

三 第七条第一項第二号に掲げる事項（市町村の廃置分合又は境界変更



又は境界変更に伴い変更する場合に限る。）

- 四 第七条第一項第八号に掲げる事項
- 五 第七条第一項第十一号に掲げる事項

（基金の設立の認可の申請）

第十一条 法第三条第一項第二号の規定による企業年金基金（以下「基金」という。）の設立の認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一 五（略）

（基金の給付減額の理由）

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号に掲げる理由とする。

- 一（略）

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合又は法第七十条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額をすることにつきやむを得ない事由があること。

に伴い変更する場合に限る。）

- 四 第七条第一項第七号に掲げる事項
- 五 第七条第一項第十号に掲げる事項

（基金の設立の認可の申請）

第十一条 法第三条第一項第二号の規定による基金の設立の認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一 五（略）

（基金の給付減額の理由）

第十二条 令第七条の規定により法第十二条第一項第七号の政令で定める要件について準用することとされた令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、受給権者等の給付の額を減額する場合にあつては、第五条第二号に掲げる理由とする。

- 一（略）

二 法第七十六条第一項の規定により基金が合併する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十条第二項の規定により基金が給付の支給に関する権利義務を承継する場合、法第一百十条の二第三項の規定により基金が厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合又は法第一百十二条第四項の規定により基金が厚生年金基金の権利義務を承継する場合であつて、給付の額を減額をすることにつきやむを得ない事由があること。

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 (略)

二 令第二条第二号から第四号まで及び第六号並びに令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 第七条第一項第二号、第四号から第八号まで、第十号及び第十一号並びに前条に掲げる事項

(届出の必要のない基金の規約の軽微な変更)

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十一条第二号に掲げる事項(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)

二 令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 第七条第一項第二号(市町村の名称の変更、廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)、第八号及び第十一号に掲げる事項

(基金の加入者の資格喪失の届出)

第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

(基金の規約の軽微な変更)

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 (略)

二 令第二条第六号並びに令第五条第一号及び第二号に掲げる事項

三 第七条第一項第二号、第四号から第七号まで、第九号及び第十号並びに前条に掲げる事項

(届出の必要のない基金の規約の軽微な変更)

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十一条第二号に掲げる事項(市町村の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)

二 (略)

三 第七条第一項第二号(市町村の廃置分合又は境界変更に伴い変更する場合に限る。)、第七号及び第十号に掲げる事項

(基金の加入者の資格喪失の届出)

第二十三条 基金型企業年金の事業主は、その使用する基金の加入者が法第二十七条の規定により加入者の資格を喪失したときは、三十日以内に、次に掲げる事項を基金に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 加入者が法第九十一条の十九第一項の規定によりその脱退一時金相当額(法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の企業年金連合会(法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出ることができる場合にあつては、当該加入者の住所

四 (略)

(規約で定める数値の算定方法)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の数値の算定の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。

ただし、令第二十四条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて同条第三項の年金として支給される給付の額の改定を行う場合その他これに類する場合にあつては、零を下回らないものとすることができる。

二 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とする。ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等及びその遺族の死亡の実績及び予測に基づき合理的に定めたものとする。これを規約に定めた場合にあつては、当該合理的に定めたものとする。

一・二 (略)

三 加入者が法第九十一条の二第一項の規定によりその脱退一時金相当額(法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)の企業年金連合会(厚生年金保険法第四百九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)への移換を申し出ることができる場合にあつては、当該加入者の住所

四 (略)

(規約で定める数値の算定方法)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の数値の算定の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。

二 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とする。

できる。

(給付の額の再評価等に用いる率)

第二十九条 令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、同条第一項第三号に掲げる給付の額の算定方法を用いて給付の額を計算する場合にあつては、次の各号のいずれの率に基づき再評価を行う場合でも、当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回つてはならない。

- 一・二 (略)
- 三 積立金の運用利回りの実績
- 四 前三号に掲げる率を組み合わせたもの
- 五 前三号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの  
(削る)

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれ

(給付の額の再評価等に用いる率)

第二十九条 令第二十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- (新設)
- 三 前二号に掲げる率を組み合わせたもの
- 四 前二号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの
- 2 前項各号の率は、零を下回らないものであることとする。

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項、第一百五十五条の三第二項若しくは第一百五十五条の四第二項又は厚生年金保険法第六十五条の二第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)若しくは同法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)

か高い額とする。

(特別掛金額)

第四十六条 (略)

254 (略)

5 今回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率を引き下げる場合にあつては、特別掛金額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る第一項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。

一 今回の財政計算において計算した数理債務の額から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額から、当該予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額を控除して得た額の全部又は一部(当該額が今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える場合には、当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とする。以下次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」という。)について、第一項第一号、第二号又は第四号の

の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とする。

(特別掛金額)

第四十六条 (略)

254 (略)

5 今回の財政計算において第四十三条第二項第一号に規定する予定利率を引き下げる場合にあつては、特別掛金額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とすることができる。この場合において、第一号に掲げる額の計算に係る第一項第一号、第二号又は第四号の規定の適用については、予定償却期間を三年以上三十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間とする。

一 今回の財政計算において計算した数理債務の額(給付に要する費用の額の予想額の現価に相当する額から標準掛金額の予想額の現価に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額から、当該予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を控除した額を控除して得た額の全部又は一部(当該額が今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を超える場合には、当該今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額とする

規定に基づき計算した額

二 (略)

6 (略)

(財政計算の計算基準日)

第四十九条 財政計算における掛金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日を計算基準日として計算されるものとする。

一・二 (略)

(削る)

三・四 (略)

(財政再計算を行う場合)

第五十条 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとお

。以下次号及び第六項において「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」という。) について、第一項第一号、第二号又は第四号の規定に基づき計算した額

二 (略)

6 (略)

(財政計算の計算基準日)

第四十九条 財政計算における掛金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日を計算基準日として計算されるものとする。

一・二 (略)

三 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合(規約型企業年金を実施することとなる場合に限る。) 又は法第百十二条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の権利義務を承継する場合  
当該確定給付企業年金を実施することとなる日(以下この号において「制度施行日」という。) 前一年以内のいずれかの日又は当該制度施行日の前日において設立されていた厚生年金基金の事業年度の末日(制度施行日前一年六月以内の日に限る。)

四・五 (略)

(財政再計算を行う場合)

第五十条 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとお

りとする。

一〇三 (略)

(削る)

四 次に掲げる場合（掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 法第七十九条第一項又は第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転又は承継する場合

ニ・ホ (略)

(財政再計算の報告)

第五十一条 事業主等が財政再計算を行った場合には、第一百六条第一項第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあつては当該規約の変更の承認又は認可の申請書（第七条第一項第五号に掲げる事項の変更の場合にあつては届書）に、規約の変更を行う必要がない場合にあつては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一項に規定する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認若しくは届出又は当該報告書の提出に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあ

りとする。

一〇三 (略)

四 法第百十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（規約型企業年金を実施することとなる場合を除く。）

五 次に掲げる場合（掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 法第七十九条第一項若しくは第二項又は法第百七条第一項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を移転又は承継する場合

ニ・ホ (略)

(財政再計算の報告)

第五十一条 事業主等が財政再計算を行った場合には、第一百六条第一項第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあつては当該規約の変更の承認又は認可の申請書（第七条第一項第四号に掲げる事項の変更の場合にあつては届書）に、規約の変更を行う必要がない場合にあつては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一項に規定する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認若しくは届出又は当該報告書の提出に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあ

つては、地方厚生局長等）に提出しなければならない。

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定）

第五十二条 計算基準日における加入者の数が五百人に満たない確定給付企業年金（受託保証型確定給付企業年金を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。

一〇六（略）

2 受託保証型確定給付企業年金（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。）の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、前項第一号、第五号及び第六号に規定するところにより計算することができる。

3 閉鎖型受託保証型確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用い、第一項第一号及び第四号から第六号までに規定するところにより計算することができる。

（積立不足に伴う掛金の抛方法）

第五十九条 事業主は、前条の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る場合にあつては、規約で定めるところにより、当該上回る額を、掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して抛しな

つては、地方厚生局長等）に提出しなければならない。

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の掛金の額の算定）

第五十二条 計算基準日における加入者の数が五百人に満たない確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。ただし、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、第二号及び第三号の規定にかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率及び予定死亡率を用いることができる。

一〇六（略）

（積立不足に伴う掛金の抛方法）

第五十九条 事業主は、前条の規定に基づき算定した額が翌事業年度における掛金の額を上回る場合にあつては、規約で定めるところにより、当該上回る額を、掛金として翌々事業年度の掛金の額に追加して抛しな



なければならない。この場合において、第四十六条第一項第四号の規定により特別掛金額を計算している場合は、翌事業年度における掛金の額に代えて、翌々事業年度における掛金の額又は同項第一号の規定に基づき特別掛金額を計算するものとした場合の翌々事業年度における掛金の額を用いて算定することができる。

2 (略)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の最低積立基準額)

第六十五条 第五十二条の規定に基づき掛金の額を計算した確定給付企業年金(以下「簡易な基準に基づく確定給付企業年金」という。)の最低積立基準額は、第五十五条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における数理債務の額に、当該確定給付企業年金の掛金の額の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額を当該計算基準日における数理債務の額で除して得た率を乗じて得た額とすることができる。ただし、受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該事業年度の末日における数理債務の額に基づき合理的に計算した額とすることができる。

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法)

第八十七条の二 (略)

2 前項の規定は、法第七十九条第一項の規定により権利義務の移転を行う場合(同項の政令で定める場合を除く。)における同条第三項の規定により移換する積立金の額について準用する。この場合において、前項

なければならない。

2 (略)

(簡易な基準に基づく確定給付企業年金の最低積立基準額)

第六十五条 第五十二条の規定に基づき掛金の額を計算した確定給付企業年金(以下「簡易な基準に基づく確定給付企業年金」という。)の最低積立基準額は、第五十五条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における数理債務の額に、当該確定給付企業年金の掛金の額の計算基準日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額を当該計算基準日における数理債務の額で除して得た率を乗じて得た額とすることができる。ただし、当該確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該事業年度の末日における数理債務の額とすることができる。

(確定給付企業年金の分割時に移換する積立金の額の算定方法)

第八十七条の二 (略)

2 前項の規定は、法第七十九条第一項又は法第七十七条第一項の規定により権利義務の移転を行う場合(法第七十九条第一項又は法第七十七条第一項の政令で定める場合を除く。)における法第七十九条第三項又は法第

中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の資格を喪失した者(以下「資格喪失者」という。)に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項については、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 (略)

(規約型企業年金の統合の承認の申請)

第九十条 (略)

2 第二条及び第三条の規定は法第七十四条第二項(法第七十五条第四項、第七十九条第四項、第八十条第五項及び第八十一条第五項)において準用する場合を含む。)に規定する労働組合等の同意を得る場合について、第八条第二項の規定は前項の申請について準用する。

(他の確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請)

百七条第四項の規定により移換する積立金の額について準用する。この場合において、前項中「分割」とあるのは、「権利義務移転」と読み替えるものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第八十九条の五 令第五十条の四第一項の規定により事業主等が加入者の資格を喪失した者(以下この項、第百四条の四第一項及び第百四十二条第一項において「資格喪失者」という。)に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項については、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛金がある場合にあつては、本人拠出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 (略)

(規約型企業年金の統合の承認の申請)

第九十条 (略)

2 第二条及び第三条の規定は法第七十四条第二項(法第七十五条第四項、第七十九条第四項、第八十条第五項、第八十一条第五項、第百七条第五項、第百八条第五項及び第百十一条第五項)において準用する場合を含む。)に規定する労働組合等の同意を得る場合について、第八条第二項の規定は前項の申請について準用する。

(他の確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請)

第九十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 五 (略)

六 第五十条第四号ハに掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類

3・4 (略)

5 前項の申請書には、承継確定給付企業年金の給付の設計の基礎を示した書類、承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあつては法第七十九条第四項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類、承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証する書類、第五十条第四号ハに掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類を添付しなければならない。

6 (略)

7 第二条及び第三条の規定は令第五十条第一項第二号及び第四項並びに令第五十三条第二項及び第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の同意を得る場合について、第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第一項及び第四項の申請について準用する。

第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

第九十四条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 五 (略)

六 第五十条第五号ハに掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類

3・4 (略)

5 前項の申請書には、承継確定給付企業年金の給付の設計の基礎を示した書類、承継確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあつては法第七十九条第四項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類、承継確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては令第五十三条第二項又は第五項の同意を得たことを証する書類、第五十条第五号ハに掲げる場合であつて、同号の規定に基づく財政再計算を行わないときは、財政再計算を行わない理由を示した書類を添付しなければならない。

6 (略)

7 第二条及び第三条の規定は令第五十条第一項第二号及び第四項並びに令第五十三条第二項及び第五項（同条第七項及び令第七十三条第八項から第十一項までにおいて準用する場合を含む。）の同意を得る場合について、第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第一項及び第四項の申請について準用する。

(新設)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)

第九十六条の二 令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

(新設)

(脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)

第九十六条の三 法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等(確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第四百条の二十三第一項において同じ。)又は国民年金基金連合会(確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(新設)

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間の開始日及び終了日

2 法第八十二条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相

当額の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第百四条の二十三第二項において同じ。）に算入される期間

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第九十六条の四 令第五十四条の七の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（規約型企業年金の終了の承認の申請）

第九十七条 法第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認の申請は、終了の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該終了の承認に關する権限が第二百一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一 三 （略）

四 法第八十二条の二第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合にあつては、令第五十四条の三第二項の同意を得たことを証する書類

2 （略）

（新設）

（規約型企業年金の終了の承認の申請）

第九十七条 法第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認の申請は、終了の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣（当該終了の承認に關する権限が第二百一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一 三 （略）

四 法第一百七十七条第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合にあつては、令第九十条第二項の同意を得たことを証する書類

2 （略）

(基金の解散の認可の申請)

第九十八条 法第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 四 (略)

五 法第八十二条の二第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合にあつては、令第五十四条の三第二項の同意を得たことを証する書類

第八章の二 企業年金連合会

(設立の認可の申請)

第四百四条の二 法第九十一条の七第一項の規定による連合会の設立の認可の申請は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 規約

二 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者の氏名及び住所を記載した書類

三 創立総会の会議録

(規約の変更の認可の申請)

第四百四条の三 法第九十一条の八第二項において準用する法第十六条第一

(基金の解散の認可の申請)

第九十八条 法第八十五条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 四 (略)

五 法第百十七条第四項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に残余財産を移換する場合にあつては、令第九十条第二項の同意を得たことを証する書類

第八章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(新設)

(新設)

項の規定による規約の変更の認可の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、法第九十一条の八第一項第六号に掲げる年金給付及び一時金の変更に係る規約の認可の申請は、当該年金給付及び一時金の額の算定の方法を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(規約の軽微な変更の届出)

第四百四条の四 法第九十一条の八第二項において準用する法第十七条第一項の規定による規約の変更の届出は、変更の内容及び理由を記載した届書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(理事の禁止行為)

第四百四条の五 法第九十一条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、法第九十条の二十四の規定において準用する法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約を締結すること。
- 二 自己又は連合会以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
- 三 特別の利益の供与を受けて、積立金の管理及び運用に関する契約を締結すること。

(年金給付及び一時金の確保事業の認可の申請)

(新設)

(新設)

第四百四条の六 法第九十一条の第十八第四項ただし書の規定による認可の申

(新設)

請は、拠出金の額その他事業の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

2 前項の申請書には、拠出金の算出の基礎を示した書類を添えなければならない。

(予算の認可)

第四百四条の七 連合会は、令第六十五条の十二の規定により毎事業年度の

(新設)

予算の認可を受けようとするときは、当該予算に、予算作成の基礎となつた事業計画の概要を示した書類を添えて、事業年度開始の一月前までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算は、予算総則、予定損益計算書及び予定貸借対照表に区分して作成するものとする。

3 前項の予定損益計算書には、前々事業年度における実績を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度における推計を表示しなければならない。

4 第二項の予定貸借対照表には、前々事業年度の末日における貸借対照表を基礎とし、前事業年度及び当該事業年度の末日における推計を表示しなければならない。

5 連合会は、令第六十五条の十二第一項の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該変更に係る事業計画の変更の内容を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

6 連合会は、第四百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規



定による繰入れを行おうとするときは、第一項の予算又は前項の予算の変更の内容及び理由を記載した申請書に、当該繰入れの計画を示した書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

7 連合会の事業開始の初年度の予算の認可の申請は、第一項の規定にかかわらず、設立の認可の申請と同時にに行わなければならない。

(財務諸表等の提出)

第百四条の八 連合会は、令第六十五条の十三第一項の規定により貸借対照表、損益計算書及び同項の業務報告書を厚生労働大臣に提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 責任準備金の額の明細を示した書類及び支払保証経理に係る書類
- 二 支払備金の額の計算の明細を示した書類
- 三 未収徴収金の明細を示した書類
- 四 年金経理において決算上生じた剰余金又は不足金の処理の方法を示した書類

(閲覧期間)

第百四条の九 令第六十五条の十三第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

(業務報告書)

第百四条の十 令第六十五条の十三第一項の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 業務内容、事務所の所在地、沿革、設立の根拠となる法律が法である旨、主管省庁が厚生労働省である旨その他の連合会の概要
- 二 役員の数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴
- 三 当該事業年度末及び前事業年度末における職員の定数及び当該事業年度におけるその増減
- 四 当該事業年度及び過去三事業年度以上の事業年度における業務の実施状況（借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含む。）
- 五 連合会が議決権の過半数を実質的に所有している会社（連合会及び当該会社又は当該会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社を含む。以下この条及び第百四条の十二において「子会社」という。）及び連合会（連合会が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し、かつ、連合会が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この条及び第百四条の十二において「関連会社」という。）の名称、事務所の所在地、資本金の金額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、従業員数、連合会又は子会社の持株比率及び連合会との関係
- 六 連合会の業務の一部の委託を受け、又は連合会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であって、連合会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対し

て重要な影響を与えることができるもの（次号及び第百四条の十二第七号ハにおいて「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産（基本財産に相当するものを含む。）を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び連合会との関係

七 連合会と子会社、関連会社及び関連一般社団法人等との関係の概要  
（当該関係を示す系統図を含む。）

八 連合会が対処すべき課題

第百四条の十一 連合会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書を一通を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、連合会は、毎事業年度、積立金の管理運用業務についての報告書を一通作成し、基本方針を添えて、翌事業年度九月三十日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（附属明細書）

第百四条の十二 令第六十五条の十三第二項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連合会に対する国の出資に関する事項

二 次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ 積立金の額（責任準備金の額との比較を含む。）

ロ 支払保証経理に係る資産

（新設）

（新設）

ハ 支払備金に係る資産

ニ イからハまでに掲げるもののほか、主な資産及び負債の明細（次号に掲げるものを除く。）

三 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四 子会社及び関連会社（以下この条において「関連会社等」という。

）の株式であつて連合会が保有するものの明細（関連会社等の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

五 前号に掲げるもののほか、連合会が行う出資に係る出資金の明細

六 関連会社等に対する債権及び債務の明細

七 次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ 役員及び職員の給与費の明細

ハ イ及びロに掲げるもののほか、業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細（関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、当該法人ごとの出えん額を含む。）

（規程の届出）

第百四条の十三 連合会は、連合会が給付の支給に関する義務を負っている者又は受給権者の権利義務に関する規程を定めたときには、遅滞なく

（新設）

、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(給付金の額の算定に関する基準)

第百四条の十四 令第六十五条の十四の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び連合会が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は終了制度加入者等(法第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等)をいう。第百四条の十七第二項において同じ。)の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一〜四 (略)

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第百四条の十六 令第六十五条の十九第一項の規定により事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担し

(給付金の額の算定に関する基準)

第百四条の二 令第六十五条の二の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び連合会が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者又は終了制度加入者等(法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等)をいう。第百四条の五第二項において同じ。)の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第百四条の三 法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一〜四 (略)

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第百四条の四 令第六十五条の七第一項の規定により事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額(当該資格喪失者が負担した掛

た掛金がある場合にあつては、本人拋出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならぬ。

2 令第六十五条の十九第二項の規定により連合会が中途脱退者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、令第六十五条の十七第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

第四百四条の十七 法第九十一条の十九第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一・二 (略)

2 法第九十一条の二十第五項(法第九十一条の二十一第四項及び第九十一条の二十二第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 連合会が残余財産(法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)の移換を受けた年月日及びその額

二 (略)

3 法第九十一条の十九第六項(法第九十一条の二十第六項、第九十一条の二十一第五項及び第九十一条の二十二第八項において準用する場合を

金がある場合にあつては、本人拋出相当額を含む。)その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならぬ。

2 令第六十五条の七第二項の規定により連合会が中途脱退者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、令第六十五条の五第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限及び当該申出の手続その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等)

第四百四条の五 法第九十一条の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一・二 (略)

2 法第九十一条の三第五項(法第九十一条の四第四項及び第九十一条の五第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等又はその遺族に送付することによって行うものとする。

一 連合会が残余財産(法第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)の移換を受けた年月日及びその額

二 (略)

3 法第九十一条の二第六項(法第九十一条の三第六項、第九十一条の四第五項及び第九十一条の五第八項において準用する場合を含む。)の規

含む。)の規定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(残余財産の移換の申出)

第百四条の十八 法第九十一条の二十第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するものとする。

一 三 (略)

2 前項の規定は、法第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二十二第一項の規定による申出があったときについて準用する。この場合において、前項中「第九十一条の二十第一項」とあるのは「第九十一条の二十一第一項又は第九十一条の二十二第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の十九 (略)

2 (略)

3 法第九十一条の二十二第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出すること

定による公告は、連合会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

(残余財産の移換の申出)

第百四条の六 法第九十一条の三第一項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該終了制度加入者等(同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会に提出するものとする。

一 三 (略)

2 前項の規定は、法第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項の規定による申出があったときについて準用する。この場合において、前項中「第九十一条の三第一項」とあるのは「第九十一条の四第一項又は第九十一条の五第一項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

(障害給付金又は遺族給付金の裁定の請求)

第百四条の七 (略)

2 (略)

3 法第九十一条の五第三項又は第五項の遺族給付金の裁定の請求は、第一項各号に掲げる事項を記載した請求書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、連合会に提出することによ

によって行うものとする。

一 法第九十一条の二十二第三項の遺族給付金（次号において「連合会遺族給付金」という。）を請求する場合 確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の遺族給付金の受給権を有していたことを証する書類

二 法第九十一条の二十二第五項の遺族給付金を請求する場合 次に掲げる書類

イ 死亡した連合会遺族給付金の受給権者（以下この号において「死亡した受給権者」という。）の氏名、性別及び基礎年金番号を記載した書類

ロ 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類）その他の当該事実を証する書類

ハ 請求者が法第九十一条の二十二第六項において準用する法第四十八条第三号に該当する者である場合にあつては、請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

（中途脱退者等に関する原簿）

第四百四条の二十 令第六十五条の十六において準用する令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

つて行うものとする。

一 法第九十一条の五第三項の遺族給付金（次号において「連合会遺族給付金」という。）を請求する場合 確定給付企業年金が終了した日において当該終了した確定給付企業年金の遺族給付金の受給権を有していたことを証する書類

二 法第九十一条の五第五項の遺族給付金を請求する場合 次に掲げる書類

イ 死亡した連合会遺族給付金の受給権者（以下この号において「死亡した受給権者」という。）の氏名、性別及び基礎年金番号を記載した書類

ロ 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類）その他の当該事実を証する書類

ハ 請求者が法第九十一条の五第六項において準用する法第四十八条第三号に該当する者である場合にあつては、請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

（新設）



一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 脱退一時金相当額又は残余財産を連合会に移換した資産管理運用機関等に係る事業主の名称及び規約番号（基金型企業年金である場合にあっては、当該企業年金基金の名称及び基金番号）

三 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は終了した確定給付企業年金の加入者の資格の取得及び喪失の年月日

四 基礎年金番号

五 法第九十一条の十九第二項の規定により連合会が脱退一時金相当額の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

六 中途脱退者が負担した掛金がある場合にあっては、本人拋出相当額

七 法第九十一条の二十第二項の規定により連合会が残余財産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

八 法第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項の規定により残余財産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額

（準用規定）

第一百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、

第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条

（準用規定）

第一百四条の八 第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給

付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第五十三条、第六十七条、第七十一

第十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条、第七十一条から第八十一条まで及び第八十三条から第八十五条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第九十八条（第四号及び第五号を除く。）及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条	地方厚生局長等	厚生労働大臣
	第二十二条第一項	第九十一条の十三
第二十条第一項	厚生労働大臣若しくは地方厚生局長等	厚生労働大臣
	地方厚生局長等に	厚生労働大臣に
	代議員会	評議員会
	令第十二条第四項	法第九十一条の十一第二項
第三十条	第二十九条第三号	第六十五条の十六において準用する令第二十九条第三号
第三十二条の二	(略)	(略)
	第八十一条の二第二項又は第九十六条の二十六第二項	第九十一条の十九第二項、第九十一条の二十第二項、第九十一条の二十一第二項又は第九十一

条から第八十一条まで及び第八十三条から第八十五条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	第二十九条第三号	第六十五の四において準用する令第二十九条第三号
第三十二条の二	(略)	(略)
	第八十一条の二第二項、第百十五条の三第二項若しくは第百	第九十一条の二第二項、第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項又は第九十一条の五第

者に事業主等が	脱退一時金相当額等 (脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)	
者に	脱退一時金相当額又は残余財産 (法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)	条の二十二第二項

者に事業主等(規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。)が	脱退一時金相当額等 (脱退一時金相当額若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額(令第二十条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。))若しくは同法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)	十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項
者に	脱退一時金相当額又は残余財産 (法第九十一条の三第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)	二項

第三十三条第一項	(略)	脱退一時金相当額等の額 (略)	第三十三条第一項	第三十条第一項	第九十一条の二十三第一項	項	(略)	第九十一条の二十三第一項	第三十三条第三項	遺族給付金	第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項又は第九十一条の二十一第三項の遺族給付金	第四十七條	第九十一条の二十四において準用する法第四十七條	第三十三条第三項第二号	第四十八條第三号	第九十一条の二十四において準用する法第四十八條第三号	第三十四條	第二十六條第一項	第六十五條の十六において準用する令第二十六條第一項
----------	-----	--------------------	----------	---------	--------------	---	-----	--------------	----------	-------	---------------------------------------------	-------	-------------------------	-------------	----------	----------------------------	-------	----------	---------------------------

第三十三条第一項	(略)	脱退一時金相当額等の額 (略)	第三十三条第一項	第三十条第一項	第九十一条の六第一項	項	(略)	第九十一条の六第一項	第三十三条第三項	遺族給付金	第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項又は第九十一条の四第三項の遺族給付金	第四十七條	第九十一条の七において準用する法第四十七條	第三十三条第三項第二号	第四十八條第三号	第九十一条の七において準用する法第四十八條第三号	第三十四條	第二十六條第一項	第六十五條の四において準用する令第二十六條第一項
----------	-----	--------------------	----------	---------	------------	---	-----	------------	----------	-------	-----------------------------------------	-------	-----------------------	-------------	----------	--------------------------	-------	----------	--------------------------

第七十二条	第四十一条	(略)	第四十条第一項第四号	(略)	第七十一条	(略)	第三十八條第一項第一号ハ及び	(略)	第六十七條	(略)	第三十六條	(略)	第三十條第一項	(略)	第三十五條	第二十九條第三号	第三十四條第二号	前条	(略)
																			第四百四十一條の規定に

第七十二条	第四十一条	(略)	第四十条第一項第四号	(略)	第七十一条	(略)	第三十八條第一項第一号ハ及び	(略)	第六十七條	(略)	第三十六條	(略)	第三十條第一項	(略)	第三十五條	第二十九條第三号	第三十四條第二号	前条	(略)
																			第四百四十一條の規定に

第七十四條第一 項第一号	第七十四條第一 項	第四十二條第一項第 二号	第四十四條第二号	第四十二條第二項	第七十三條 (略)	第四十一條	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、
第七十四條第一 項第一号	第七十四條第一 項	第四十二條第一項第 二号	(略)	第四十二條第二項	(略)	第四十一條	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、
第六十五條の十六 において準用 する令第四十二條第一項第二号	第六十五條の十六 において準用 する令第四十二條第二項	第六十五條の十六 において準用 する令第四十二條第一項第二号	(略)	第六十五條の十六 において準用 する令第四十二條第二項	(略)	第六十五條の十六 において準用 する令第四十一條	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、
第六十五條の十六 において準用	第六十五條の十六 において準用	第六十五條の十六 において準用	(略)	第六十五條の十六 において準用	(略)	第六十五條の十六 において準用	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、

第七十四條第一 項第一号	第七十四條第一 項	第四十二條第一項第 二号	第四十四條第二号	第四十二條第二項	第七十三條 (略)	第四十一條	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、
第七十四條第一 項第一号	第七十四條第一 項	第四十二條第一項第 二号	(略)	第四十二條第二項	(略)	第四十一條	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、
第六十五條の四 において準用 する令第四十二條第一項第二号	第六十五條の四 において準用 する令第四十二條第二項	第六十五條の四 において準用 する令第四十二條第一項第二号	(略)	第六十五條の四 において準用 する令第四十二條第二項	(略)	第六十五條の四 において準用 する令第四十一條	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、
第六十五條の四 において準用	第六十五條の四 において準用	第六十五條の四 において準用	(略)	第六十五條の四 において準用	(略)	第六十五條の四 において準用	(略)	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、	より年金経理から業 務経理へ繰り入れる こととした額、

項	第八十一条第二	第八十条	第七十九条	号	第七十八条第一	第七十八条	第七十七条	第七十六条	第七十五条	第七十四条第二	項	第七十四条第二	項第二号
	第四十四条第二号イ	(2) 第四十四条第二号へ	第四十四条第二号ニ		第四十四条第二号イ	第四十四条第二号ハ	第四十四条第二号ロ	第四十四条第一号イ	第四十四条第二号イ	第四十四条第一号イ	第八十三条第二項	(略)	三号
	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号イ	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号へ(2)	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号ニ		第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号イ	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号ハ	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号ロ	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第一号イ	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号イ	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第一号イ	第一百四条の二十一において準用する第八十三条第二項	(略)	する令第四十二条第一項第三号

項	第八十一条第一	第八十条	第七十九条	号	第七十八条第一	第七十八条	第七十七条	第七十六条	第七十五条	第七十四条第二	項	第七十四条第二	項第二号
	第四十四条第二号イ	(2) 第四十四条第二号へ	第四十四条第二号ニ		第四十四条第二号イ	第四十四条第二号ハ	第四十四条第二号ロ	第四十四条第一号イ	第四十四条第二号イ	第四十四条第一号イ	第八十三条第二項	(略)	三号
	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号イ	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号へ(2)	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号ニ		第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号イ	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号ハ	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号ロ	第六十五条の四において準用する令第四十四条第一号イ	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号イ	第六十五条の四において準用する令第四十四条第一号イ	第一百四条の八において準用する第八十三条第二項	(略)	る令第四十二条第一項第三号

第八十一条第二項第二号	第四十四条第二号二	第六十五条の十六において準用する令第四十四条第二号二
第八十一条第二項	第八十三条第一項第二号	第一百四条の二十一において準用する第八十三条第一項第二号
第八十三条第二項	第四十五条第一項	第六十五条の十六において準用する令第四十五条第一項
第八十三条第二項第二号	第六十五条第一項及び第二項又は第四十五条第三項	第九十一条の二十四において準用する令第四十五条第三項
第八十三条第二項第三号	第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）	第九十一条の二十四において準用する法第六十六条第一項
第八十三条第二項	第六十六条第四項	第九十一条の二十四において準用する第六十六条第四項
第八十三条第三項	(略)	(略)

第八十一条第二項第二号	第四十四条第二号二	第六十五条の四において準用する令第四十四条第二号二
第八十一条第二項	第八十三条第一項第二号	第一百四条の八において準用する第八十三条第一項第二号
第八十三条第二項	第四十五条第一項	第六十五条の四において準用する令第四十五条第一項
第八十三条第二項第二号	第六十五条第一項及び第二項又は第四十五条第三項	第九十一条の七において準用する令第四十五条第三項
第八十三条第二項第三号	第六十五条第一項及び第二項又は法第六十六条第一項（法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であつて、令第三十八条第一項第二号に該当するものを除く。）	第九十一条の七において準用する法第六十六条第一項
第八十三条第二項	第六十六条第四項	第九十一条の七において準用する第六十六条第四項
第八十三条第三項	(略)	(略)



項	次条第一項第一号	第百四条の二十一において準用する次条第一項第一号
第八十三条第四項	(略)	(略)
第八十四条第一項各号列記以外の部分	第四十五条第三項	第六十五条の十六において準用する令第四十五条第三項
第八十四条第二項第一号	(略)	(略)
(略)	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の二十四において準用する
第八十四条第二項	(略)	(略)
(略)	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の二十四において準用する
第九十八条	第八十五条第一項	第九十一条の二十九第二項
基金	連合会	
積立金の額並びに当該時点を法第六十条第三項の事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額	積立金の額	

項	次条第一項第一号	第百四条の八において準用する次条第一項第一号
第八十三条第四項	(略)	(略)
第八十四条第一項	(略)	(略)
第八十四条第二項第一号	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の七において準用する
(略)	(略)	(略)
第八十四条第二項	(略)	(略)
(略)	第六十五条第一項及び第二項又は	第九十一条の七において準用する
(略)	(略)	(略)

第百条	及びその算定の基礎	第六十五条の十六において準用する令第六十条
第百一条第一項	地方厚生局長等	厚生労働大臣
第百一条第二項	第六十一条	第六十五条の十六において準用する令第六十一条
第百二条	第六十三条第一項 地方厚生局長等 事業主等（事業主の死亡により規約型企業年金が終了する場合にあっては、その相続人）	第六十五条の十六において準用する令第六十三条第一項 厚生労働大臣 連合会
第百三条	第六十三条第一項 地方厚生局長等	厚生労働大臣
第百十条第三項	第六十三条第一項 地方厚生局長等 及び業務経理	第六十五條の十六において準用する令第六十三條第一項 厚生労働大臣
第百十条第四項	業務経理	支払保証経理は法第九十一条の 、支払保証経理及び業務経理 、共済経理及び業務経理

<p>項 第百十二条第三</p>	<p>項 第百十一条第一</p>	<p>第百十條第六項</p>	
<p>準日において別途積 財政再計算の計算基</p>	<p>業務経理</p>	<p>ときは 収益勘定を設けて取 引を経理するものと する</p>	<p>においては、資産勘定 、負債勘定、基本金 勘定、費用勘定及び 引を経理するものと する</p>
<p>り取り崩すほか、厚生労働大臣</p>	<p>別途積立金は、前項の規定によ り取り崩すほか、厚生労働大臣</p>	<p>額であつて、将来にわたり財政 の健全な運営を維持することが できるものとして厚生労働大臣 の定めるところにより算出した 額を上回るときは</p>	<p>十八第四項第一号に規定する事 業に関する取引を経理するもの とし、福祉事業経理は同条第五 項に規定する業務に関する取引 を経理するものとし、共済経理 は会員及び連合会の職員に係る 共済事業並びに連合会の職員の 退職年金事業に関する取引を経 理するものとし、業務経理 における勘定区分及び勘定科目は 、厚生労働大臣が定めるところ による</p>

		立金がある場合にあっては、 できる	の定めるところにより できる。この場合において、別途積立金の取り崩しの処分を示した書類を厚生労働大臣に提出しなければならない
第百十四条	第七十条		第六十五条の十六において準用する令第七十条
第百十五条	第七十一条ただし書		第六十五条の十六において準用する令第七十一条ただし書

(削る)

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)

第百四条の二十二 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記

(法の規定により連合会の業務が行われる場合における厚生年金基金規則の適用)

第百四条の九 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額（第百四条の十五又は第百四条の十八第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあつては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）

三 第百四条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第百四条の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。）

2 法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 令第六十五条の二十一の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十三 法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出する

（新設）

ものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 積立金の額

三 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第九十一条の二十七第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによつて行うものとする。

一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額

二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

(連合会から移換する積立金の額)

第四百四条の二十四 連合会が法第九十一条の二十六第二項又は第九十一条の二十七第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一 連合会の規約で定める方法により計算した額

二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額(当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。)

(脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法)

(新設)

第四百四の二十五 令第六十五の二十一の規定により、同条に規定する

(新設)

期間(以下この条において「算定基礎期間等」という。)を当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあつては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第四百四の二十六 令第六十五の二十二の規定により、事業主等が加入

(新設)

者の資格を取得した者に積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

一 令第六十五の二十第一項の規定による積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手續

二 令第六十五の二十一の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法

三 前条第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概

要

四 その他積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

(指定の申請)

第五十五条 令第六十七条第一項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 法第九十七条第二項に規定する年金数理人(以下「年金数理人」という。)の氏名及び住所

四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 年金数理人が第一百六条の二第一項に定める要件に適合することを証する書類

三・五 (略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第一百六条 法第九十七条の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・五 (略)

(削る)

(指定の申請)

第五十五条 令第六十七条第一項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

三 厚生年金保険法第七十六条の二第二項に規定する年金数理人(以下「年金数理人」という。)の氏名及び住所

四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 年金数理人が厚生年金基金規則第七十六条第一項に定める要件に適合することを証する書類

三・五 (略)

(年金数理に関する業務に係る書類)

第一百六条 法第九十七条の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一・五 (略)

六 第二百三十三条第五項、第二百二十四条第四項第一号、第二百二十六条第

二項、第二百二十八条第二号及び第三百三十条第一項に規定する厚生年金



2 (略)

(年金数理人の要件等)

第一百六条の二 法第九十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ、十分な社会的信用を有するものであることとする。

一 確定給付企業年金の年金給付の設計、掛金の額の算定等を行うために必要な知識及び経験を有する者として、公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する試験の全科目に合格した者又は公益社団法人日本年金数理人会が実施する試験の全科目に合格した者であり、かつ、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務に五年以上従事した者(当該業務の責任者として当該業務に二年以上従事したものに限る。)

二 前号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有するものと厚生労働大臣が認める者

2 厚生労働大臣は、確定給付企業年金等の年金数理に関する業務の円滑な運営を図るため、年金数理人について、次の各号に掲げる事項を記載した名簿(以下この条において「年金数理人名簿」という。)を作成するものとする。

一 年金数理人の氏名、生年月日、住所及び所属する法人の名称

2 (略)

保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの明細を示した書類

(新設)

二 年金数理人名簿への登載をした年月日

三 その他厚生労働大臣が定める事項

3 年金数理人名簿への登載を受けようとする者は、申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

一 履歴書

二 第一項第一号又は第二号に定める要件に適合することを証する書類

4 年金数理人の要件に適合すると厚生労働大臣が認めた者については、年金数理人名簿に登載するものとする。

5 厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者について、当該登載された旨を通知するものとする。

6 年金数理人は、名簿登載事項に変更があつた場合は、遅滞なく厚生労働大臣に変更届を提出しなければならない。

7 年金数理人名簿に登載された者が、年金数理人の要件について不実の告知を行つて年金数理人名簿に登載されたことが判明したときは、厚生労働大臣は、当該登載を取り消すものとする。

8 厚生労働大臣は、年金数理人名簿に登載された者が死亡したとき、抹消の申し出を行つたとき、又は第一項に規定する要件に該当しなくなつたときは、当該登載の抹消を行うものとする。

(事業及び決算に関する報告書)

第百十七条 (略)

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、受託保証型確定給付企業年金については、第一号(閉鎖型受託保証型確定

(事業及び決算に関する報告書)

第百十七条 (略)

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、受託保証型確定給付企業年金については、第一号(給付の種類)ごとの受給

給付企業年金にあつては、給付の種類ごとの受給権者に関する事項に限る。及び第二号（閉鎖型受託保証型確定給付企業年金にあつては、給付の支給状況に関する事項に限る。）に掲げる事項に限る。

一～三 (略)

(削る)

(削る)

3・4 (略)

(削る)

権者に関する事項を除く。）、第二号（給付の支給状況に関する事項を除く。）、第三号及び第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

一～三 (略)

四 受託業務の委託先及び当該委託の内容に関する事項

五 基金の事業内容及びその実施状況に関する事項（基金型企業年金に限る。）

3・4 (略)

(日本年金機構への事務の委託)

第二百二十二条の二 法附則第三条第一項に規定する責任準備金に相当する額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付の支給に係る事務（当該徴収及び当該支給に係る決定並びに令第九十四条第一項各号に掲げる事務を除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項に規定する事務について準用する。この場合において、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「確定給付企業年金法施行規則第二百二十二条の二第一項に規定する」と、「同項各号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、「の全部又は一部を自ら」とあるのは「を自ら」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「確定給付企業年金法施行規則第二百二十二条の二第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「同条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

る。

(削る)

第十一章 他の年金制度との間の移行等

(削る)

(厚生年金基金への権利義務の移転の申出の申請等)

第二百二十三条 法第七十七条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の承認等の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 権利義務の移転に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号(権利義務の移転に係る確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、基金の名称及び基金番号)

二 権利義務の承継に係る厚生年金基金の名称

三 移転する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 権利義務の移転に係る確定給付企業年金が規約型企業年金である場合にあっては、法第七十七条第五項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類

二 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類

三 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類

四 権利義務の移転に係る確定給付企業年金が規約型企業年金である場合であつて、当該確定給付企業年金の実施事業所の一部に使用される

加入者等の給付の支給に関する権利義務の移転を申し出るときは、令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第四項の同意を得たことを証する書類

五 令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類

3 権利義務の移転に伴い、権利義務の移転を申し出ようとする事業主等が実施する確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合にあっては、当該申請は、当該権利義務の移転の申出の承認等の申請と同時に  
行わなければならない。

4 法第七十二条第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに承継する権利義務の限度を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって  
行うものとする。

5 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類並びに令第七十三条第八項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類（権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合に限る。）を添付しなければならない。

6 権利義務の承継に伴い、当該権利義務の承継に係る厚生年金基金の規

約の変更の認可を申請する場合にあっては、当該申請は、当該権利義務の承継の認可の申請と同時にに行わなければならない。

7 第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第一項の申請について、第八十九条の規定は令第七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、第八十九条の二の規定は令第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第八項の規定により確定給付企業年金の加入者期間を厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間とみなす場合について準用する。この場合において、第八十九条中「令第四十九条第一号」とあるのは「令第七十三条第一項の規定により準用する令第四十九条第一号」と、第八十九条の二中「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第三項の規定により準用する令第五十条第八項」と、「移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）とあるのは「確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間」とあるのは「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と読み替えるものとする。

（規約型企業年金から厚生年金基金への移行の申請）

第二百二十四条 法第八十一条の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚

（削る）

生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 権利義務の移転に係る規約型企業年金の事業主の名称及び規約番号  
二 権利義務の承継に係る厚生年金基金の名称

2 前項の申請書には、法第百八条第五項の規定により準用する法第七十条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

3 法第百八条第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の認可の申請は、第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 権利義務の承継に係る厚生年金基金が設立されている場合 認可の申請前一月以内現在における権利義務を承継しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類  
二 権利義務の承継に係る厚生年金基金がまだ設立されていない場合 令第七十三条第八項の規定により準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類

5 権利義務の承継に伴い、当該権利義務の承継に係る厚生年金基金の規約の変更の認可を申請する場合には、当該申請は、当該権利義務の承継の認可の申請と同時にに行わなければならない。

6 第八条第二項の規定は、第一項の申請について準用する。

(削る)

(基金から厚生年金基金への移行の申請)

第二百二十五条 法第九十一条の規定による基金が厚生年金基金となることについての認可の申請は、基金の名称及び基金番号を記載した申請書に、厚生年金基金規則第一条第一項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転の申出の申請等)

(削る)

第二百二十五条の二 法第一百条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 権利義務の移転に係る厚生年金基金の名称  
二 権利義務の承継に係る確定給付企業年金の事業主の名称及び規約番号 (権利義務の承継に係る確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあっては、基金の名称及び基金番号)

三 移転する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第一号の同意を得たことを証する書類

二 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第一項第二号の同意を得たことを証する書類 (令第七十三条第二項において準用する令



第四十九条第二号の場合を除く。）

三 令第七十三条第四項において準用する令第五十条第七項の同意を得たことを証する書類

四 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

3 権利義務の移転に伴い、当該権利義務の移転に係る厚生年金基金の規約の変更の認可を申請する場合にあつては、当該申請は、当該権利義務の移転の認可の申請と同時に行わなければならない。

4 法第一百条の二第三項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の承認等の申請は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに承継する権利義務の限度を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

5 権利義務の承継に係る確定給付企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、前項の申請書に令第七十三条第十項の規定において準用する令第五十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

6 権利義務の承継を申し出ようとする事業主等が権利義務の承継に伴い、その実施する確定給付企業年金の規約の変更の承認等を申請する場合にあつては、当該申請は、当該権利義務の承継の承認等の申請と同時に

行わなければならない。

7 第八条第二項の規定は規約型企業年金の事業主が行う第四項の申請について、第八十九条の規定は令第七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第一号の厚生労働省令で定める者について、第八十九条の二の規定は令第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項の規定により厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間を確定給付企業年金の加入者期間とみなす場合について準用する。この場合において、第八十九条中「令第四十九条第一号」とあるのは「令第七十三条第二項の規定により準用する令第四十九条第一号」と、第八十九条の二中「第五十条第八項」とあるのは「第七十三条第四項の規定により準用する令第五十条第八項」と、「移転確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）の加入者期間」とあるのは「厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「承継確定給付企業年金（法第七十九条第一項に規定する承継確定給付企業年金をいう。以下この条及び第九十四条において同じ。）」とあるのは「確定給付企業年金」と、「移転確定給付企業年金及び承継確定給付企業年金」とあるのは「厚生年金基金及び確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

（厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務の移転に伴う事務の引継ぎ）

第二百二十五条の三 厚生年金基金が、法第一百条の二第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の認可を受けたときは、当該権利義務

(削る)

務が移転される者（次項において「移転者」という。）につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記載した磁気ディスクを連合会に提出しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日

三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（厚生年金保険法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該厚生年金基金の加入員であった期間（以下この条並びに第二百二十九条第一項第三号及び第四号において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額

四 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）の標準報酬月額及び標準賞与額

五 法第一百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第六十一条第一項の規定により連合会が徴収する額

2 法第一百十条の二第三項の規定により移転者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金の事業主等に係る令第二十條第一項の厚生労働省令で定める事項は、第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員の資格の取得及び喪失の年月日とする。

(削る)

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行の申請)

第二百二十六条 法第百十一条第一項の規定による給付の支給に関する権利義務の移転の申出の認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 権利義務の移転に係る厚生年金基金の名称

二 権利義務の承継に係る規約型企業年金の事業主の名称及び規約番号  
(当該規約型企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、規約番号を除く。)

2 前項の申請書には、認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類を添付しなければならない。

3 法第百十一条第二項の規定による給付の支給に関する権利義務の承継の承認の申請は、第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

4 前項の申請書には、法第百十一条第五項の規定により準用する法第七十四条第二項の同意を得たことを証する書類(権利義務の承継に係る規約型企業年金がまだ実施されていない場合にあつては、令第七十三条第十一項の規定により準用する令第五十三条第五項の同意を得たことを証する書類)を添付しなければならない。

5 権利義務の承継に伴い、当該権利義務の承継に係る規約型企業年金の規約の変更の承認を申請する場合には、当該申請は、当該権利義務の承継の承認の申請と同時に行わなければならない。

6 第八条第二項の規定は、第三項の申請について準用する。

(厚生年金基金から規約型企業年金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

第二百二十七条 厚生年金基金が、法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたときは、厚生年金基金規則第六十六条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「解散したとき」とあるのは「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたとき」と、「解散した日」とあるのは「解散の認可があつたものとみなされた日」と、「又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを連合会」とあるのは「を機構」と、同条第一号中「住所及び基礎年金番号」とあるのは「及び基礎年金番号」と、同条第三号中「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日前の加入員たる被保険者であつた期間（法附則第三十二条の認可を受けた日以降の当該基金の加入員であつた期間（以下この条において「附則第三十二条加入員期間」という。）を除く。）」と、「当該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第四号中「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、「当

(削る)

該加入員たる被保険者であつた期間」とあるのは「当該加入員たる被保険者であつた期間（附則第三十二条加入員期間を除く。）」と、同条第五号中「法第六十一条第一項」とあるのは「確定給付企業年金法第六十三条第一項」と、「連合会」とあるのは「政府」とする。

2 法第六十一条第二項の規定により厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継した規約型企業年金の事業主に係る令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る加入員の資格の取得及び喪失の年月日とする。

（厚生年金基金から基金への移行の申請）

第二百二十八条 法第六十二条第一項の規定による厚生年金基金が基金となることについての認可の申請は、厚生年金基金の名称を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 第十一条各号に掲げる書類

二 認可の申請前一月以内現在における権利義務を移転しようとする厚生年金基金の財産目録、貸借対照表並びに厚生年金保険法第六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき計算した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類

（削る）

(削る)

(厚生年金基金から基金への移行に伴う事務の引継ぎ等)

第百二十九条 法第百十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞なく、厚生年金基金が同条第四項の規定により消滅した日において当該厚生年金基金が老齢年金給付の支給の義務を負っている者(第二号において「消滅基金加入員」という。)につき、次の各号に掲げる事項を記載した書類を機構に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
  - 二 消滅基金加入員の資格の取得及び喪失の年月日
  - 三 平成十五年四月一日前の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の報酬標準給与の月額及び被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の標準報酬月額
  - 四 平成十五年四月一日以後の厚生年金基金の加入員たる被保険者であった期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額並びに被保険者の種別ごとの当該加入員たる被保険者であった期間(附則第三十二条加入員期間を除く。)の標準報酬月額及び標準賞与額
  - 五 法第百十三条第一項の規定により政府が徴収する額
- 2 法第百十二条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金に係る令第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、第二十一条各号に掲げる事項のほか、厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る加入員の資格の取得及び喪失の年月日とする。

(削る)

(消滅した厚生年金基金の財産目録等の提出)

第百三十条 令第七十九条の厚生労働省令で定める書類は、厚生年金基金が法第百十二条第四項の規定により消滅した日における厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額及び当該厚生年金基金が年金たる給付（法第百十条の二第一項に規定する厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る当該時点を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額並びにこれらの額の明細を示した書類とする。

2 令第七十九条の規定による承認の申請は、財産目録、貸借対照表及び前項の書類を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

(物納の許可の申請等)

(削る)

第百三十一条 令第八十二条の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

一 法第百十四条第一項に規定する物納（次項第三号において「物納」という。）に充てようとする有価証券の種類別及び銘柄別の数量を記載した書類

二 令第八十二条第三号に規定する共同物納（以下この号及び次項第二号において「共同物納」という。）をしようとする場合にあつては、令第八十二条第三号に規定する有価証券の価額の割合に係る共同物納をしようとするすべての厚生年金基金の合意を証する書面の写し

三 その他参考となるべき書類



2 令第八十二条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 解散厚生年金基金等（法第一百三十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。）が令第八十六条に規定する有価証券の移換をしようとする日

二 共同物納をしようとする場合にあつては、共同物納をしようとするすべての厚生年金基金の名称及び所在地

三 物納に充てようとする有価証券の管理を行っている厚生年金保険法第百三十六条の三に掲げる契約の相手方のうち厚生年金基金が指定するもの（第百三十三条第一項第八号において「指定金融機関」という。）の名称及び所在地

四 その他参考となるべき事項

（令第八十四条に規定する厚生労働省令で定める有価証券）

第百三十二条 令第八十四条の厚生労働省令で定める金融商品取引法第二条第十七号に掲げる有価証券は、円建外債（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）が本邦において発行した円払証券（本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。）をいう。第百三十三条第一項第六号及び第八号において同じ。）とする。

（物納に充てることができる有価証券の運用に係る有価証券指標）

第百三十二条の二 法第百十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める

（削る）

（削る）

(削る)

有価証券指標は、年金積立金管理運用独立行政法人が定める令第八十五条第一号又は第二号に掲げる有価証券に係るベンチマークとする。

(物納に充てることができる有価証券の要件)

第三百三十三条 令第八十五条第一号に規定する単位に係る法第百十四条第三項の厚生労働省令で定める要件は、令第八十七条第一項の厚生労働大臣の指定する日(以下「評価基準日」という。)において、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 年金積立金管理運用独立行政法人が定める令第八十五条第一号に掲げる有価証券に係るベンチマーク(以下この項において「管理運用法人指定ベンチマーク」という。)を構成する銘柄を組み合わせたもの(以下この条において「特定銘柄によるファンド」という。)であること。

二 リスク予測モデル(有価証券の価値に係る収益率の変動又は金利感応度(金利の変動に対する有価証券の価値の変動率をいう。次号において同じ。))を予測する方法をいう。以下同じ。)により計測された特定銘柄によるファンドの収益率と、同一のリスク予測モデルにより計測された管理運用法人指定ベンチマークの収益率との一年後の差の標準偏差の値が〇・二パーセント以内であること。

三 リスク予測モデルにより計測された特定銘柄によるファンドの金利感応度と、同一のリスク予測モデルにより計測された管理運用法人指定ベンチマークの金利感応度との差が二パーセント以内であること。

四 特定銘柄によるファンドにおける国債等(国債、地方債及び政府保

証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）をいう。以下この号において同じ。）の時価総額（令第八十七条の規定により算定した有価証券の価額の総額をいう。以下この号及び次号において同じ。）を特定銘柄によるファンドを構成する有価証券の時価総額で除して得た率と、管理運用法人指定ベンチマークを構成する国債等の時価総額を管理運用法人指定ベンチマークを構成する有価証券の時価総額で除して得た率との差が百分の一以下であること。

五 評価基準日から当該有価証券の償還までの期間に応じて、特定銘柄によるファンドを構成する有価証券を次に掲げる期間ごとに区分し、各期間に該当する有価証券の時価総額を特定銘柄によるファンドの時価総額で除して得た率と、管理運用法人指定ベンチマークを構成する有価証券を次に掲げる期間ごとに区分し、各期間に該当する有価証券の時価総額を管理運用法人指定ベンチマークの時価総額で除して得た率との差が、それぞれ百分の一以下であること。

イ 一年以上三年未満

ロ 三年以上七年未満

ハ 七年以上

六 金融商品取引法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる有価証券、円建外債及び金融債（特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。）については、年金積立金管理運用独立行政法人が指定する信用格付業者（同条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。

）から年金積立金管理運用独立行政法人が取得すべきものとしている格付を取得していること。

七 金融商品取引法第二条第一項一号に掲げる有価証券については、令第八十六条の厚生労働大臣が指定する日（以下この条及び次条において「移換日」という。）において、年金積立金管理運用独立行政法人又は令第八十六条の規定により年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定する者（次号において「年金積立金管理運用独立行政法人等」という。）に、日本銀行による当該有価証券の振替に係る社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。次号において「社債等振替法」という。）第九十五条に規定する手続に基づく振替が行えること。

八 金融商品取引法第二条第一項二号から第五号までに掲げる有価証券及び円建外債については、移換日において、年金積立金管理運用独立行政法人等に、振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。次項二号において同じ。）による当該有価証券及び円建外債の振替に係る社債等振替法第七十条に規定する手続に基づく振替が行えること。

2 令第八十五条二号に規定する単位に係る法第百十四条第三項の厚生労働省令で定める要件は、評価基準日において、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 東証株価指数に採用されている銘柄の八十パーセント以上のものを組み合わせたものであること。

二 移換日において振替機関が、令第八十六条に規定する移換を行え

ること。

三 一単元の株式の数に満たない数の株式が含まれていないこと。

四 リスク予測モデルにより計測された特定銘柄によるファンドの収益率と、同一のリスク予測モデルにより計測された東証株価指数の収益率との一年後の差の標準偏差の値が〇・二パーセント以下であること。

(物納に係る有価証券の価額の算定方法)

第三百三十四条 令第八十五条第一号に規定する有価証券の価額の算定に当たっては、当該有価証券の移換日前の直近の利払日(当該有価証券に係る利子が支払われる日をいう。以下この項において同じ。)から経過日(評価基準日から起算して四営業日後の日をいう。以下この項において同じ。)までの期間に係る利子に相当する額を加算する。ただし、経過日から移換日までの間に利払日がある場合には、当該経過日から当該利払日までの期間に係る利子に相当する額を控除する。

2 令第八十五条第二号に規定する有価証券の価額の算定に当たっては、移換日が配当落ち又は権利落ち後の場合であつて、かつ、評価基準日における当該有価証券に係る令第八十七条第一項第一号に規定する最終の売買の価格(以下この項において「最終売買価格」という。)が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、最終売買価格から配当又は権利の価格を控除する。

(脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出等)

(削る)

(削る)

第三百三十五条 法第一百五條の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生年金基金に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間
- 三 確定給付企業年金の加入者の資格の喪失の年月日

2 法第一百五條の二第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによつて行うものとする。

- 一 厚生年金基金が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額
- 二 令第八十八條の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

1 (厚生年金基金脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移換の申出等)

(削る)

第三百三十六條 法第一百五條の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた厚生年金基金は、当該厚生年金基金中途脱退者(令第八十八條の三第二項に規定する厚生年金基金中途脱退者をいう。次項及び第四百四十一條第二項において同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

(削る)

- 二 厚生年金基金脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間
  - 三 厚生年金基金の加入員の資格の喪失の年月日
  - 2 法第百十五条の三第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該厚生年金基金中途脱退者に送付することによって行うものとする。
    - 一 資産管理運用機関等が厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額
    - 二 令第八十八条の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間
- (脱退一時金相当額の確定拠出年金への移換の申出等)
- 第百三十七条 法第百十七条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連連運管理機関等（確定拠出年金法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。第四百四十一条第一項において同じ。）又は国民年金基金連合会（同法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
  - 二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間の開始日及び終了日
  - 2 法第百十七条の二第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものと

する。

- 一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額
- 二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第四百四十条第二項において同じ。）に算入される期間

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第三百三十八条 法第一百五十四条の四第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 積立金の額（第四百四条の三又は第四百四条の六第一項の規定により本人拠出相当額を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクの提出を受けている場合にあつては、当該本人拠出相当額の合計額を含む。）
- 三 第四百四条の三第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第四百四条の六第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（第四百四十一条を除き、以下「算定基礎期間等」という。）

（削る）



(削る)

2 法第百十五條の四第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

- 一 資産管理運用機関等が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 二 令第八十八條の三第二項の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(積立金の厚生年金基金への移換の申出等)

第百三十九條 法第百十五條の五第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、厚生年金基金に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 積立金の額
- 三 算定基礎期間等

2 法第百十五條の五第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

- 一 厚生年金基金が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 二 令第八十八條の三第一項の規定により当該中途脱退者に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いられる期間

(積立金の確定拠出年金への移換の申出等)

(削る)

第四百四十条 法第一百七条の三第一項の規定による積立金の移換の申出が

あったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 積立金の額
- 三 算定基礎期間等の開始日及び終了日

2 法第一百七条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

- 一 企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が積立金の移換を受けた年月日及びその額
- 二 確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間に算入される期間

(脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間等の一部を老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる際等の算定方法)

第四百四十一条 令第八十八条の三第一項の規定により、同項各号に掲げる期間(以下この項において「算定基礎期間等」という。)を当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

(削る)

一 厚生年金基金の規約に照らして当該移換された脱退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、厚生年金基金の加入員であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

2 令第八十八条の三第二項の規定により、同項各号に掲げる期間（以下この項において「算定基礎期間等」という。）を当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等に係る加入者期間に算入するときは、次の各号に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換された厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が算定基礎期間等を超える場合にあっては、当該算定基礎期間等とすること。

二 算定基礎期間等を合算しないこととする場合にあっては、確定給付企業年金の加入者であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。

三 その他当該厚生年金基金中途脱退者又は中途脱退者等について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(削る)

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)  
第百四十一条の二 令第九十一条の厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、第八十七条の二第一項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

(中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務)

(削る)

第百四十二条 令第九十三条第一項の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項については説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2 令第九十三条第二項の規定により、事業主等が加入者の資格を取得した者に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第七十三条第六項において準用する令第五十条の二第一項又は令第八十八条の二第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続
- 二 令第八十八条の三第二項の規定により加入者期間に算入する期間及びその算定方法
- 三 第百四十一条第二項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要

四 その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

3 令第九十三条第三項の規定により、厚生年金基金が加入員の資格を喪失した者（以下この項において「厚生年金基金資格喪失者」という。）に厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該厚生年金基金資格喪失者の厚生年金基金脱退一時金相当額その他厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

4 令第九十三条第四項の規定により、厚生年金基金が加入員の資格を取得した者に脱退一時金相当額又は積立金の移換に関して必要な事項について説明するときは、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 令第七十三条第五項において準用する令第五十条の二第一項又は令第八十八条の二第二項において準用する同条第一項の規定による脱退一時金相当額又は積立金の移換の申出の期限及び当該申出の手続
- 二 令第八十八条の三第一項の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間及びその算定方法
- 三 第四百四十一条第一項第二号の規約を定めている場合にあつては、その旨及びその概要
- 四 その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に係る判断に資する必要な事項

（連合会から移換する積立金の額）

(削る)

第四百四十三条 連合会が法第一百五條の四第二項、第一百五條の五第二項

又は第四百七條の三第二項の規定により資産管理運用機関等、厚生年金基金又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

- 一 連合会の規約で定める方法により計算した額
- 二 連合会が移換を受けた当該中途脱退者等に係る脱退一時金相当額又は残余財産の額（当該中途脱退者等の給付に充てる部分に限る。）

附則

附則

(複数の確定給付企業年金を実施できる場合の経過措置)

(複数の確定給付企業年金を実施できる場合の経過措置)

第四条 令第一条の厚生労働省令で定める場合は、平成二十九年三月三十一日までの間、第一条各号の場合のほか、法附則第二十五條第一項の規定に基づき同項に規定する移行適格退職年金受益者等（以下「移行適格退職年金受益者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過していない場合とする。ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該確定給付企業年金が終了するまでの間とする。

第四条 令第一条第一項の厚生労働省令で定める場合は、平成二十九年三月三十一日までの間、第一条各号の場合のほか、法附則第二十五條第一項の規定に基づき同項に規定する移行適格退職年金受益者等（以下「移行適格退職年金受益者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継した事業主等が、当該権利義務を承継した日から起算して五年を経過していない場合とする。ただし、当該権利義務の承継に係る確定給付企業年金が受託保証型確定給付企業年金である場合においては、当該確定給付企業年金が終了するまでの間とする。

(連合会の年金経理から業務経理への繰り入れに係る経過措置)

(厚生年金代行給付に相当する部分の額)

第五條の二 連合会は、第四百四條の二十一において準用する第一百一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、厚生労働大臣の承認を受けたとき

第五條の二 令附則第二條の二の厚生労働省令で定める額は、六十五歳以上の障害基礎年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合に応じ当

は、年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることができる。  
この場合において、第四百条の二十一の表第七十二条の項中「第四百  
条の二十一において準用する第百十一条第一項」とあるのは、「附則第  
五条の二」とする。

該各号に定める額とする。

- 一 厚生年金保険法第三十八条第一項又は国民年金法等の一部を改正す  
る法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」とい  
う。）附則第五十六条第一項の規定により老齢厚生年金の支給を停止  
する場合（厚生年金保険法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則  
第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該  
支給の停止の解除を申請した場合を除く。） 零円
- 二 厚生年金保険法第四十六条第一項の規定により老齢厚生年金の全部  
又は一部の支給を停止する場合 厚生年金保険法第三十二条第二項  
に規定する額から当該支給が停止されている額を控除した額
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 厚生年金保険法第三十二条第二  
項に規定する額

◎ 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）抄  
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（規約の承認の申請）</p> <p>第三条 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類</p> <p>七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（規約の軽微な変更等）</p> <p>第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げ</p>	<p>（規約の承認の申請）</p> <p>第三条 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、厚生年金基金の規約又は当該実施事業所において実施されている企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類</p> <p>七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（規約の軽微な変更等）</p> <p>第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げ</p>



る事項の変更とする。

一〇五 (略)

六 法第三条第三項第十一号に掲げる事項(企業型年金を実施する事業主が負担する事務費、企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。)

七〇九 (略)

十 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項

十一 法令の改正に伴う変更に係る事項(法第三条第三項第七号及び第七号の二に掲げる事項に係るもののうち実質的な変更を伴うものを除く。)

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〇四 (略)

五 前項第十一号に掲げる事項

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一〇四 (略)

五 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業

る事項の変更とする。

一〇五 (略)

六 法第三条第三項第十一号に掲げる事項(企業型年金加入者等が負担する事務費の額又は割合の減少に係る変更に限る。)

七〇九 (略)

十 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項(法第三条第三項第七号に掲げる事項に係るものを除く。)

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一〇四 (略)

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一〇四 (略)

五 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業

所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る被用者年金被保険者等の全員が企業型年金加入者となることについての書類

七 (略)

2・3 (略)

(資産管理契約の要件)

第八条 法第八条第一項第一号に掲げる信託の契約について令第九条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。）、信託業務を営む金融機関又は企業年金基金（第六号において「信託会社等」という。）が法第二十五条第三項の規定による企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

三〇七 (略)

2 (略)

所において実施されている企業年金制度又は退職手当制度が適用される者の範囲を変更するときは、変更後の厚生年金基金の規約その他当該実施事業所において実施されている企業年金制度又は退職手当制度が適用される者の範囲についての書類（変更の内容を記載した書類を含む。）

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る被用者年金被保険者等の全員が企業型年金加入者となることについての書類

七 (略)

2・3 (略)

(資産管理契約の要件)

第八条 法第八条第一項第一号に掲げる信託の契約について令第九条第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 信託会社（法第八条第一項第一号に規定する信託会社をいう。）、信託業務を営む金融機関、厚生年金基金又は企業年金基金（第六号において「信託会社等」という。）が法第二十五条第三項の規定による企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

三〇七 (略)

2 (略)

(加入者情報の通知)

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 (略)

二 実施事業所において確定給付企業年金を実施しているときは、その制度の内容及び実施年月日

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

(削る)

イ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

ロ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）

ハ〜ヘ (略)

ト 所得税法施行令第七十二条第三項第八号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者（以下「外国保険被保険者等」という。）

チ (略)

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 事業主は、実施事業所において新たに確定給付企業年金を実施

(加入者情報の通知)

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一 (略)

二 実施事業所において企業年金制度を実施しているときは、その制度の内容及び実施年月日

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

イ 厚生年金基金の加入員

ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

ハ 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する確定給付企業年金の加入者をいう。以下同じ。）

ニ〜ト (略)

チ 所得税法施行令第七十二条第二項第七号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者（以下「外国保険被保険者等」という。）

リ (略)

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 事業主は、実施事業所において新たに企業年金制度を実施する

することとなったときは、当該確定給付企業年金に係る厚生労働大臣の認可又は国税庁長官の承認を受けた日から五日以内に、その旨及び確定給付企業年金を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

2～10 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会(確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等(法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2～5 (略)

こととなったときは、当該企業年金制度に係る厚生労働大臣の認可又は国税庁長官の承認を受けた日から五日以内に、その旨及び企業年金制度を実施した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

2～10 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第百四十九条第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。)から脱退一時金相当額等(法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。)の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2～5 (略)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇四 (略)

五 確定給付企業年金法第八十二条の三第四項又は第九十一条の第二十七第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

二〇四 (略)

(通算加入者等期間に算入する期間)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

九 前期日から今期日までの間に法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金、確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇四 (略)

五 厚生年金保険法第四百四十四条の六第四項若しくは第四百六十五条の第三第四項又は確定給付企業年金法第一百七十七条の二第四項若しくは第七十条の三第四項の規定により脱退一時金相当額等が移換された者に通知した内容を記録した書面

二〇四 (略)

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となつた期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の第二項又は第七十四条の第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

（削る）

一 令第二十二條第一項第一号又は第二号に掲げる資産の移換を受ける場合 確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間（確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定に基づき確定給付企業年金の給付の算定の基礎としない期間を除く。）

二 令第二十二條第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前号に掲げる期間を除く。）

2 令第二十四条第二項の規定により準用する同条第一項の厚生労働省令

第三十条 令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となつた期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の第二項又は第七十四条の第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 令第二十二條第一項第一号又は第二号に掲げる資産の移換を受ける場合 厚生年金基金の加入員であつた期間（厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十四条、第四十一条の三の五第二項若しくは第五十二条の五の三第二項又は確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八条の三第一項の規定により老齡年金給付の額の算定の基礎として用いる期間があるときは、当該期間を加えた期間）

二 令第二十二條第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間（確定給付企業年金法施行令第九十二条第一項の規定に基づき確定給付企業年金の給付の算定の基礎としない期間及び前号に掲げる期間を除く。）

三 令第二十二條第一項第五号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前二号に掲げる期間を除く。）

2 令第二十四条第二項の規定により準用する同条第一項の厚生労働省令

で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）の移換を受ける場合 確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（前項に掲げる期間を除く。）

（削る）

二 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）

（ ）の移換を受ける場合 同法第九十一条の十九第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第九十一条の二十第一項の終了した確定

で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一 厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第一百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）又は確定給付企業年金脱退一時金相当額（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下この条において同じ。）の移換を受ける場合 厚生年金基金脱退一時金相当額又は確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間（前項に掲げる期間を除く。）

二 年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第六十条の二第二項の規定により企業年金連合会に交付された厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第六十一条第一項の解散した厚生年金基金の加入員であった期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

三 積立金（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金をいう。）

（ ）の移換を受ける場合 同法第九十一条の二第二項の規定により企業年金連合会に移換された確定給付企業年金脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は同法第九十一条の三第一項の終了した確定給付

給付企業年金の加入者期間（前項又は前号に掲げる期間を除く。）

（他の制度からの資産移換の通知）

第三十一条 令第二十六条の企業年金基金（解散した企業年金基金を含む。）及び実施事業所の事業主が法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行う際に行う通知は、令第二十二条第二項各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条（略）

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ〜ハ（略）

ニ 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が確定給付企業年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が確定給付企業年金を実施している場合にあつては、申出者が確定給付企業年金の加入者の資格を有していないことについての当該事業主の証明書

ホ〜ト（略）

（第二号加入者の届出）

企業年金の加入者期間（前項又は前二号に掲げる期間を除く。）

（他の制度からの資産移換の通知）

第三十一条 令第二十六条の厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。）企業年金基金（解散した企業年金基金を含む。）及び実施事業所の事業主が法第五十四条第一項の規定により資産管理機関に資産の移換を行う際に行う通知は、令第二十二条第二項各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に行うものとする。

（個人型年金加入者の申出）

第三十九条（略）

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一（略）

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ〜ハ（略）

ニ 申出者を使用する厚生年金適用事業所の事業主が企業年金制度を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業年金制度を実施している場合にあつては、申出者が企業年金制度の加入員又は受益者等の資格を有していないことについての当該事業主の証明書

ホ〜ト（略）

（第二号加入者の届出）



第四十五条 第二号加入者は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

一 (略)

二 確定給付企業年金の加入者

三・四 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により確定給付企業年金若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2〇5 (略)

(準用規定)

第四十五条 第二号加入者は、毎年一回、個人型年金規約で定める期日までに、次に掲げる資格の取得の有無に関する事項を連合会に届け出るものとする。

一 (略)

二 企業年金制度の加入員又は受益者等

三・四 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 法第五十四条の規定により企業年金制度若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるとき又は法第五十四条の二若しくは第七十四条の二の規定により厚生年金基金若しくは確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項

十三・十四 (略)

2〇5 (略)

(準用規定)

第五十九条 (略)

2 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二中「第二十五条」とあるのは「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用)

第六十二条 (略)

2・3 (略)  
(削る)

第五十九条 (略)

2 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、同項第三号中「前項又は前二号」とあるのは「前二号」と、第三十条の二中「第二十五条」とあるのは「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 法第五十三条第一項又は法第八十条第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第四十一条第二項中「及び業務経理」とあるのは、「業務経理、確定拠出年金資産管理業務経理及び確定拠出年金運営管理業務」

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 請求者が第二号被保険者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書

(削る)

(1) (5) (略)

三 (略)

と、「その他の取引は業務経理」とあるのは「その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十三条第一項に規定する資産管理契約に係る業務及び同法第二条第七号に規定する運営管理業務に係る取引を除く。）は業務経理により、資産管理契約に係る業務に係る取引は確定拠出年金資産管理業務経理により、運営管理業務に係る取引は確定拠出年金運営管理業務経理」と、第四十九条見出し中「業務経理」とあるのは「業務経理等」と、同条中「業務経理」とあるのは「業務経理及び確定拠出年金運営管理業務経理」とする。

第七十条 (略)

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 請求者が第二号被保険者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 請求者が次に掲げる者のいずれかの資格を有していることについての請求者を使用する厚生年金適用事業所の事業主の証明書

(1) 厚生年金基金の加入員

(2) (6) (略)

三 (略)

◎ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）抄  
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（選択）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の選択は、二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 被保険者にあつては、各事業所につき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十一条に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）が設立されているときは、当該基金の名称</p> <p>3（略）</p> <p>（選択基金等の届出）</p> <p>第二条の二 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正</p>	<p>（選択）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の選択は、二以上の事業所に使用されるに至つた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 被保険者にあつては、各事業所につき厚生年金基金（以下「基金」という。）が設立されているときは、当該基金の名称</p> <p>3（略）</p> <p>（選択基金等の届出）</p> <p>第二条の二 法第二百二十六条第一項に規定する者は、同項の選択をしたとき、又は同条第四項の規定により選択したものとみなされるに至つたと</p>

前の法第二百二十六条第一項に規定する者は、同項の選択をしたとき、又は同条第四項の規定により選択したものとみなされるに至つたときは、直ちに、当該基金の名称を機構に届け出なければならない。平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第二百二十七条第一項に規定する者が、同項の規定による申出をすることなく同条第二項に規定する申出期間を経過したときも、同様とする。

2 平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第二百二十七条第一項に規定する者は、同項の規定による申出をしたときは、直ちに、その旨を機構に届け出なければならない。

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

第五条の二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者の資格取得の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 基金の加入員であるときは、その旨

四〇七 (略)

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一〇三 (略)

四 厚生年金保険法施行令(以下「令」という。)第十条に定める期間を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類

きは、直ちに、当該基金の名称を機構に届け出なければならない。法第二百二十七条第一項に規定する者が、同項の規定による申出をすることなく同条第二項に規定する申出期間を経過したときも、同様とする。

2 法第二百二十七条第一項に規定する者は、同項の規定による申出をしたときは、直ちに、その旨を機構に届け出なければならない。

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請)

第五条の二 法附則第四条の三第一項の規定による被保険者の資格取得の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 厚生年金基金の加入員であるときは、その旨

四〇七 (略)

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一〇四 (略)

四 厚生年金法施行令(以下「令」という。)第十条に定める期間を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類

五〇七 (略)

3・4 (略)

(高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出又は申請)

第五条の三 法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 基金の加入員であるときは、その旨

四・五 (略)

2 (略)

(被保険者の種別等の変更の届出)

第二十条 法第二十七条の規定による昭和六十年改正法附則第四十六条に規定する被保険者の種別の変更及び基金の加入員であるかないかの区別の変更の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 変更前の被保険者の種別又は基金の加入員であるかないかの区別、変更後の被保険者の種別又は基金の加入員であるかないかの区別及び変更の年月日

三 (略)

五〇七 (略)

3・4 (略)

(高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出又は申請)

第五条の三 法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一・二 (略)

三 厚生年金基金の加入員であるときは、その旨

四・五 (略)

2 (略)

(被保険者の種別等の変更の届出)

第二十条 法第二十七条の規定による昭和六十年改正法附則第四十六条に規定する被保険者の種別の変更及び厚生年金基金の加入員であるかないかの区別の変更の届出は、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行うものとする。

一 (略)

二 変更前の被保険者の種別又は厚生年金基金の加入員であるかないかの区別、変更後の被保険者の種別又は厚生年金基金の加入員であるかないかの区別及び変更の年月日

三 (略)

2・3 (略)

(滞納処分等実施規程の記載事項)

第七十七条 法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜七 (略)

八 保険料その他法の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九 (略)

附則

1〜16

17 法附則第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める規定、日本年金機構法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するもの及び法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定によりなお効力を有することとされた規定のうち、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するものとする。

18 (略)

2・3 (略)

(滞納処分等実施規程の記載事項)

第七十七条 法第百条の七第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜七 (略)

八 保険料その他法（第九章を除く。）の規定による徴収金の納付の猶予及び差押財産の換価の猶予に関する事項

九 (略)

附則

1〜16

17 法附則第二十九条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める規定、日本年金機構法の施行の際現に効力を有する法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定のうち厚生労働大臣がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は厚生労働大臣に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するもの及び法の改正に伴う経過措置を定める法令の規定によりなお効力を有することとされた規定のうち、社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出、その他の行為に関するものとする。

18 (略)





◎ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）抄  
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基礎年金番号）                      第一条（略）</p> <p>2 法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>一〇 削除</p> <p>一一〇十五（略）</p> <p>一〇六 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務</p> <p>一〇七〇二十四（略）</p> <p>一〇二五 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一</p>	<p>（基礎年金番号）                      第一条（略）</p> <p>2 法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務その他当該事業に関連する事務であつて厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>一〇 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務</p> <p>一一〇十五（略）</p> <p>一〇六 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定による給付に関する事務</p> <p>一〇七〇二十四（略）</p> <p>（新設）</p>

条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（第九十七条において「存続厚生年金基金」という。）若しくは平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（第九十七条において「存続連合会」という。）が行う給付に関する事務又は平成二十五年改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

二十六～二十八（略）

（法第百八条の四に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十七条 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十二第四項に規定する全国健康保険協会、法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一～十八（略）

十九 存続厚生年金基金

二十 企業年金連合会及び存続連合会

二十一～二十四（略）

2 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十二第四項に規定する当該厚生労働省令で定める者のうち厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～十三（略）

十四 存続厚生年金基金

二十五～二十七（略）

（法第百八条の四に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十七条 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十二第四項に規定する全国健康保険協会、法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一～十八（略）

十九 厚生年金基金

二十 企業年金連合会

二十一～二十四（略）

2 法第百八条の四の規定において読み替えて準用する住民基本台帳法第三十条の四十二第四項に規定する当該厚生労働省令で定める者のうち厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一～十三（略）

十四 厚生年金基金

十五 企業年金連合会及び存続連合会

十六～十八 (略)

3 (略)

十五 企業年金連合会

十六～十八 (略)

3 (略)

◎ 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号） 抄  
 （第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定の申請）</p> <p>第三十条 令第二十条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の氏名及び住所</p> <p>四（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 年金数理人が確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第百十六条の二第一項に定める要件に適合することを証する書類</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>（指定の申請）</p> <p>第三十条 令第二十条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十六条の二に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の氏名及び住所</p> <p>四（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 年金数理人が厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第七十六条第一項に定める要件に適合することを証する書類</p> <p>三〇五（略）</p>

◎ 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）抄  
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（指定基金の特例に係る準用）</p> <p>第八十八条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下この項において「平成二十六年整備省令」という。）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十六年整備省令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号。以下この項において「廃止前厚生年金基金規則」という。）第二十三条から第三十条まで、第四十一条、第四十一条の二、第四十四条の二、第六十一条、第六十二条及び第六十六条の二の規定並びに平成二十六年整備省令第四十七条の規定は、平成八年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付（次項において「障害等年金給付」という。）について、平成二十六年整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十一条か</p>	<p>附則</p> <p>（指定基金の特例に係る準用）</p> <p>第八十八条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第二十三条から第三十条まで、第四十一条、第四十一条の二、第四十四条の二、第六十一条、第六十二条、第六十六条及び第六十六条の二の規定は、平成八年改正法附則第五十五条第一項に規定する年金たる給付（次項において「障害等年金給付」という。）について、同令第三十一条から第三十二条の三の五までの規定は、平成八年改正法附則第五十六条第一項に規定する掛金（以下この項において単に「掛金」という。）について、同令第六十七条の規定は、掛金及び平成八年改正法附則第五十七条第一項に規定する徴収金について準用する。</p>

ら第三十二条の三の五までの規定は、平成八年改正法附則第五十六条第一項に規定する掛金（以下この項において単に「掛金」という。）について、平成二十六年整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第六十七条の規定は、掛金及び平成八年改正法附則第五十七条第一項に規定する徴収金について準用する。

2  
(略)

2  
(略)

◎ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）  
抄

（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第八条から第十九条まで 削除</p>	<p>（通知の対象者）</p> <p>第八条 法第四条第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 法第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二号及び第十一条第一項第二号において同じ。）に規定する特例対象加入員（当該特例対象加入者が死亡している場合においては、当該特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十六条において準用する同法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者又は当該特例対象加入員に係る厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十六条の規定による遺族給付金の受給権者）</p> <p>二 法第五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。次条第一号において同じ。）に規定する対象設立事業主（当該対象設立事業主（法人である対象設立事業主に限る。）に係る事業が廃止されて</p>

いるときその他やむを得ない事情のため法第四条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の通知が行うことができない場合において、役員（法第五条第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。第十一條第二項並びに第十二條第一号及び第二号において同じ。）であつた者（次条及び第十一條から第十三條までにおいて「元役員」という。））

（法第五条第六項の申出）

第九條 法第五条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この条及び第十二條第三号において同じ。）の規定による未納掛金等（法第五条第六項に規定する未納掛金等をいう。以下同じ。）の納付の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を厚生年金基金（以下「基金」という。）に提出することによつて行わなければならない。

- 一 対象設立事業主（法第五条第一項に規定する対象設立事業主をいう。以下同じ。）の名称及び所在地又は元役員の氏名及び住所
- 二 特例対象加入員（法第四条第一項に規定する特例対象加入員をいう。以下同じ。）の氏名
- 三 未納掛金等の額

（法第五条第九項第二号イの期限）

第十條 法第五条第九項第二号イ（同条第十三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める期限は、法第六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定に



よる公表の日から十月が経過する日とする。

(基金が講ずる措置)

第十一条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公表を行う者について基金が講ずる次の各号に掲げる措置とする。

一 法第五条第二項又は第四項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による勸奨に係る措置（未納掛金等の額に関する事項を含む。）

二 未納掛金（法第四条第一項に規定する未納掛金をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。）の徴収又は法第五条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による未納掛金に相当する額の徴収に係る措置

2 基金は、法第六条第一項の規定による公表を行う場合（同項第二号に掲げる場合に該当するときに限る。）には、同項の規定により元役員が役員であった法第五条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による勸奨を行うことができない法人である対象設立事業主の名称を公表するものとする。

(法第六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

第十二条 法第六条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 未納掛金に係る期間において役員でなかった者
- 二 前号に規定する期間において役員であった者のうち、当該期間における役員としての職務が基金の事業の職務以外のもののみであった者
- 三 元役員が数人あるときに、当該元役員のうち一人が法第五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の基金が定める期限までに同条第六項の規定による申出を行った場合における同項の規定による申出を行わなかった他の元役員

（準用規定）

第十三条 第七条の規定は、対象設立事業主又は元役員<sup>（通知の対象者）</sup>の未納掛金等に関する書類の保存について準用する。

第十四条 法第七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 法第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。第十七条第一号及び第十八条第二項において同じ。）に規定する特例対象解散基金加入員（当該特例対象解散基金加入員が死亡している場合においては、当該特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第六十条第一項において準用する同法第三十七条の規定による未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者）

二 法第八条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。第十

六条第二項において同じ。）に規定する解散した基金の対象設立事業主（当該解散した基金の対象設立事業主（法人であるものに限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため法第七条第二項の通知が行うことができない場合においては、役員（法第八条第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。第十六条第二項並びに第十七条第一号及び第二号において同じ。）であつた者（第十六条から第十八条までにおいて「元役員」という。））

（法第八条第九項第二号イの期限）

第十五条 法第八条第九項第二号イ（同条第十三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める期限は、法第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表の日から十月が経過する日とする。

（企業年金連合会が講ずる措置）

第十六条 法第九条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、同項の規定による公表を行う者について企業年金連合会（以下「連合会」という。）が講ずる次の各号に掲げる措置とする。

一 法第八条第二項又は第四項（これらの規定を同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による勸奨に係る措置（特例掛金（同条第二項（同条第十三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特例掛金をいう。以下同じ。）の額に関する事項

を含む。)

二 法第八条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による特例掛金の徴収に係る措置

2 連合会は、法第九条第一項の規定による公表を行う場合（同項第二号に掲げる場合に該当するときに限る。）には、同項の規定により元役員が役員であった法第八条第二項の規定による勸奨を行うことができない同条第一項に規定する解散した基金の対象設立事業主（第十八条及び第十九条第二号において「解散した基金の対象設立事業主」という。）であつて、法人であるものの名称を公表するものとする。

（法第九条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第十七条 法第九条第一項第二号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 法第七条第一項に規定する未納掛金に係る期間において役員でなかつた者

二 前号に規定する期間において役員であつた者のうち、当該期間における役員としての職務が基金の事業の職務以外のもののみであつた者

三 元役員が数人あるときに、当該元役員のうち一人が法第八条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の連合会が定める期限までに同条第六項（同条第十三項において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による申出を行った場合における同項の規定による申出を行わなかつた他の元役員

項の規定による申出を行わなかつた他の元役員

(準用規定)

第十八条 第七条の規定は、解散した基金の対象設立事業主又は元役員の特例掛金に関する書類の保存について準用する。

2 第九条の規定は、解散した基金の対象設立事業主又は元役員が行う連合会への特例対象解散基金加入員（法第七条第一項に規定する特例対象解散基金加入員をいう。次条第二号において同じ。）に係る特例掛金の納付の申出について準用する。

(基金等への情報提供)

第十九条 法第十条で定めるその他必要な情報は、次の各号に掲げるものとする。

一 次のイ及びロに掲げる対象設立事業主の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める情報

イ 対象設立事業主（法人であるものに限る。） 当該対象設立事業主の電話番号その他の連絡先並びに当該対象設立事業主に係る特例対象加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下この条において同じ。）及び法第一条第一項の規定に基づく確認等の内容

ロ 対象設立事業主（法人であるものを除く。） 当該対象設立事業主の住所、氏名、電話番号その他の連絡先並びに当該対象設立事業主に係る特例対象加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金

<p>(法第二十一条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第十九条の十九 法第二十一条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>番号及び法第一条第一項の規定に基づく確認等の内容</p> <p>二 次のイ及びロに掲げる解散した基金の対象設立事業主の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める情報</p> <p>イ 解散した基金の対象設立事業主（法人であるものに限る。） 当該解散した基金の対象設立事業主の電話番号その他の連絡先並びに当該解散した基金の対象設立事業主に係る特例対象解散基金加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金番号及び法第一条第一項の規定に基づく確認等の内容</p> <p>ロ 解散した基金の対象設立事業主（法人であるものを除く。） 当該解散した基金の対象設立事業主の住所、氏名、電話番号その他の連絡先並びに当該解散した基金の対象設立事業主に係る特例対象解散基金加入員の氏名、住所、性別、生年月日、基礎年金番号及び法第一条第一項の規定に基づく確認等の内容</p> <p>(法第二十一条第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める事務)</p> <p>第十九条の十九 法第二十一条第一項第八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◎ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第十三号）抄  
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（回復計画に係る経過措置）</p> <p>第四条 当分の間、各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、<u>確定給付企業年金法施行規則</u>第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率（同条第一号に定める積立比率をいう。）が一・〇以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同条第二号の額のいずれか小さい額とすることができる。</p> <p>一 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、当該事業年度の末日における最低積立基準額（確定給付企業年金法第六十条第三項に規定する最低積立基準額をいう。以下同じ。）の算定に用いる予定利率、当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率又は当該事業年</p>	<p>附則</p> <p>（回復計画に係る経過措置）</p> <p>第四条 事業年度の末日が平成三十年三月三十日までの間の各事業年度の決算における法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、<u>新規規則</u>第五十八条の規定にかかわらず、当該事業年度の翌々事業年度の初日から起算して七年以内の事業年度の末日における積立比率（同条第一号に定める積立比率をいう。）が一・〇以上となるために必要な毎事業年度の掛金の額の見込額として次に定めるところにより計算した額のうち、当該事業年度の翌事業年度に係る額又は同条第二号の額のいずれか小さい額とすることができる。</p> <p>一 当該事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りは、当該事業年度の末日における最低積立基準額（確定給付企業年金法第六十条第三項に規定する最低積立基準額をいう。以下同じ。）の算定に用いる予定利率、当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率及び当該事業年</p>

度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均若しくは当該確定給付企業年金に係る確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号に規定する予定利率のうちいずれか低い率のうち最も高い率とを上回らないこと。

二・三 (略)

2 (略)

度を含む直近五事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均のうち最も高い率を上回らないこと。

二・三 (略)

2 (略)



◎ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）抄  
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（選択の届出）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）を付記しなければならない。この場合において、当該被保険者が使用される事業所につき公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第五十九条の三において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金が設立されているときは、当該存続厚生年金基金の名称を併記しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定）                      第二百五十九条の三 法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定</p>	<p>（選択の届出）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の場合において、被保険者が厚生年金保険の被保険者であるときは、同項の届書に国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）を付記しなければならない。この場合において、当該被保険者が使用される事業所につき厚生年金基金が設立されているときは、当該厚生年金基金の名称を併記しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（機構による厚生労働大臣の保有する情報の提供に関する法律の規定）                      第二百五十九条の三 法第二百五条の二第一項第十二号の厚生労働省令で定</p>

める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一・二 （略）

三 削除

四〇九 （略）

十 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項又は第三十八条第

一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚

生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十

三条の二

める法律の規定は、次の各号に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一・二 （略）

三 厚生年金保険法第七十三条の二

四〇九 （略）

（新設）

◎ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号） 抄  
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第五十三條の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）</p> <p>第二十九條 法第五十三條の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 削除</p> <p>四十八 （略）</p> <p>十九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項又は第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三條の二</p>	<p>（法第五十三條の八第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）</p> <p>第二十九條 法第五十三條の八第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又はその他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚生年金保険法第七十三條の二</p> <p>四十八 （略）</p> <p>（新設）</p>

◎ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）抄  
 （第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主）</p> <p>第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その使用する労働者が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百二十二条に規定する加入員である事業主</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主）</p> <p>第四条 法第五条の厚生労働省令で定める事業主は、次に掲げる事業主とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その使用する労働者が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二百二十二条に規定する加入員である事業主</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

◎ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）抄  
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
表一		表一	
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	厚生年金基金令 （昭和四十一年 政令第三百二十 四号）	第十三条第三項の規定による会議録の備付け 第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿 の備付け 第三十九条第二項の規定による貸借対照表及び損 益計算書並びに業務報告書の備付け
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	厚生年金基金規 則（昭和四十一 年厚生省令第三 十四号）	第二十条の規定による掛金及び標準給与に関する 書類の保存 第三十二条の九の規定による帳簿の備え及び保存
別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）	別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）
(略)	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三（第八条及び第九条関係）

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(削る)	(削る)
(略)	(略)

厚生年金基金令	第十三条第一項の規定による会議録の作成
則	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
厚生年金基金規	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成
則	第三十二条の九の規定による帳簿の記載
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第三（第八条及び第九条関係）

厚生年金基金令	第十三条第四項の規定による会議録の閲覧
	第十四条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧
	第三十九条第三項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧
(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

厚生年金基金令	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
(略)	(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

◎ 社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）抄  
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）</p> <p>第三十三条 法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 削除</p> <p>五～十八 （略）</p> <p>十九 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十条の三</p> <p>二十 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条</p>	<p>（法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）</p> <p>第三十三条 法第百三条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 厚生年金保険法第百七十三条の二</p> <p>五～十八 （略）</p> <p>十九 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百七十条の三</p> <p>（新設）</p>



第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十三  
条の二

◎ 日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）抄  
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）</p> <p>第九条 法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 削除</p> <p>三 九 （略）</p> <p>十 確定給付企業年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務</p> <p>十一 一六 （略）</p> <p>十七 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存</p>	<p>（法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定める事務）</p> <p>第九条 法第三十八条第五項第三号トの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金又は企業年金連合会が行う給付に関する事務</p> <p>三 九 （略）</p> <p>十 確定給付企業年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定による給付に関する事務</p> <p>十一 一六 （略）</p> <p>（新設）</p>

続厚生年金基金若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が行う給付に関する事務又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

十八・十九 (略)

十七・十八 (略)